# 法規的告示

**○財務省・金融庁・経済産業省告示第五号**

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の一部の施行に伴い、並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）、株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）及び経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示等の一部を改正する件を次のように定める。

令和七年六月十一日

金融庁長官　井藤　英樹
財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治

株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示等の一部を改正する件

（株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部改正）

**第一条**　株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （業務の代理又は媒介）<br>**第一条**　（略） | （業務の代理又は媒介）<br>**第一条**　株式会社商工組合中央金庫法（以下「法」という。）第二十一条第四項第十一号に規定する主務大臣の定める者は、次に掲げる者とする。 |
| 一　（略） | 一　（略） |
| 二　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。次項第一号において同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同条第一項第三号の事業を行うものに限る。次項第一号において同じ。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。次項第一号において同じ。）若しくは漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。次項第一号において同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。次項第一号において同じ。）若しくは水産加工業協同組合連合会（同 | 二　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）又は農林中央金庫 |
| 三・四　（略） | 三・四　（略） |
| 五　金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次条第一項第一号において同じ。）又は登録金融機関（同法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。） | 五　金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）又は登録金融機関（同条第十一項に規定する登録金融機関をいう。） |
| 六　保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）又は外国保険会社等（同条第七項に規定する外国保険会社等をいう。） | （新設） |
| 七　貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいい、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第七十条第二項第十三号に掲げる業務を主として営む会社に限る。） | （新設） |
| 八～十五　（略） | 六～十三　（略） |
| 十六　独立行政法人労働者健康安全機構 | 十四　独立行政法人労働者健康福祉機構 |
| 十七・十八　（略） | 十五・十六　（略） |
| 十九　株式会社国際協力銀行 | （新設） |
| 二十・二十一　（略） | 十七・十八　（略） |
| 二十二　一般財団法人自転車産業振興協会 | 十九　財団法人自転車産業振興協会 |
| 2　（略） | 2　法第二十一条第四項第十一号に規定する主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。 |
| 一　銀行並びに前項第一号及び第二号に掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあっては農業協同組合法第十一条第二項、漁業協同組合にあっては水産業協同組合法第十一条の五第二項、漁業協同組合連合会にあっては同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の五第二項、水産加工業協同組 | 一　銀行並びに前項第一号及び第二号に掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあっては農業協同組合法第十一条第二項、漁業協同組合にあっては水産業協同組合法第十一条の四第二項、漁業協同組合連合会にあっては同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組 |